

公益財団法人東京都道路整備保全公社

「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」試行要領（受注者希望型）

第1 目的

都は、2030 年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000 年比）する、「カーボンハーフ」を表明し取組を加速させるとともに、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、「～HTT<H減らす・T創る・T蓄める>～」（以下「HTT」という。）の取組を進めている。

東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が施行する工事現場においても低炭素化及びHTTへの取組を進める必要があることから、公社における低炭素化及びHTTへの取組を受注者の希望に応じて行う「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」（以下「アドバンス工事」という。）のために必要な事項を定める。

第2 用語の定義

（1）低炭素化

二酸化炭素の排出を抑制すること。

（2）HTT

エネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を減らす（H）、創る（T）、蓄める（T）こと。

第3 実施概要

受注者が当該受注工事において低炭素化又はHTTに関する取組について提案し、取組を実施し工事を完了した場合、工事成績評価において評価する。

第4 実施方法

4-1 対象工事

本試行要領は、緊急施行工事及び単価契約工事を除くすべての工事において、公社が施行する工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

4-2 対象工事である旨等の表示

発注者は「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」である旨を起工書及び案件公表時の資料に明示する。なお、特記仕様書に、『本工事は、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」であり、受注者が希望する場合、工事着手前に発注者に対して低炭素化等に取り組む旨を協議した上で工事を実施する。詳細は、東京都道路整備保全公社「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」試行要領を参照する。』ことを記載する。

4－3 提案内容

アドバンス工事における提案は、次の(1)～(5)の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 工事現場内で行う取組であること（工場制作のみの工事の場合は工場での取組も対象とする。また、再生可能エネルギー電力の調達を含む）。
- (2) 次の取組を組み合わせて行うこと。
 - ア 工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組。
 - イ 二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組。
 - ウ 二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用。
 - エ H T Tに資する取組。
- (3) 公社が費用を計上していないこと。
- (4) 工事現場としての実施が確認できること。
- (5) 工事現場の安全、目的物の性能及び耐久性等に影響しないこと。

4－4 低炭素化等に取り組む旨の協議

- (1) 契約後、受注者がアドバンス工事の取組を希望する場合は、4－3を満たす提案について、計画書（別紙1）に3件記載の上、協議・報告書（東京都建設局 受注者等提出書類処理基準・同実施細目 統一様式26）により監督員と協議する。
- (2) 監督員は、(1)の協議があった場合には、4－3に適合する提案内容であるか確認し受注者に回答する。適合しない場合、受注者は、残工期が契約期間の概ね4分の1以上であれば、再度提案を協議することができる。

4－5 取組の確認方法

- (1) 受注者は、4－4で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況が確認できる写真を適宜撮影する。
- (2) 受注者は、工事完了時に、(1)の写真を添付した「実施状況報告書」（別紙2）を監督員に提出する。

4－6 取組の見える化

受注者は、アドバンス工事である旨及び取組内容等について、仮囲い、現場事務所、作業員詰所等に明示し、積極的なPRに努める。

4－7 工事成績評定

監督員は、4－5（2）の「実施状況報告書」により、4－4（1）で提案・協議された低炭素化の取組が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事成績評定の「社会的貢献 7 環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境にやさしい取組を行った。」の項目で評価（1点）し、H T Tに関する取組が適切に実施されていることが確認できた場合には、「創意工夫と熱意 4 ゴミの減量化、アイドリングストップの履行等の地球環境への配慮」の項目で評価（1点）する。

「実施状況報告書」により実施状況が確認できない場合は、アドバンス工事による評価は行わない。

4－8 アンケートの実施

受注者は、アドバンス工事の検証を行うために発注者が行うアンケート調査に協力する。

4－9 その他

アドバンス工事における書類の提出等は、受発注者とも、工事情報共有システムを活用するなど電子化に努める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日以降起工（決定）する案件から適用する。

なお、令和7年7月1日時点で契約済又は契約手続き中の案件についても、残工期が契約期間の概ね4分の1以上残っている案件については、受発注者の協議によりこの要領を適用することができる。